

## 貨物コンテナによるプラスチックペレット\*の海上輸送に関する勧告

1 海洋環境保護委員会は、その第81回会合（2024年3月18日～22日）において、貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する将来の義務的措置に関する委員会の検討を待たず、梱包された形態のプラスチックペレットの海上輸送に関連する環境リスクの低減を目的とした2段階アプローチの第1段階として、貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送に関する以下の勧告を承認した：

- .1 プラスチックペレットは、輸送中に通常遭遇する衝撃や荷重に耐える十分な強度を持つ良質の梱包材で梱包されるべきである。梱包は、通常の輸送条件下で、振動や加速力によって引き起こされる可能性のある内容物の流出を防止するように構築され、密閉されるべきである。
- .2 輸送情報は、海上人命安全（SOLAS）条約第VI章第2規則で要求される貨物資料への追記として、貨物コンテナがプラスチックペレットを含むことを明確にすべきである。さらに、荷送人は、貨物資料に、特別な積付けの要請（詳細は以下の積付けの項目を参照）を補足するべきである。
- .3 プラスチックペレットを含む貨物コンテナは、船舶および乗船者の安全を損なうことなく、海洋環境に対する危険を最小化するように、適切に収納・固定されるべきである。具体的には、プラスチックペレットを含む貨物コンテナは、以下のいずれかの場所に積付けるべきである：
  - .1 合理的に実行可能であれば甲板の下、または
  - .2 暴露甲板上の保護された区域の内側。

2 加盟国は、これらの勧告を利用し、荷送主、製造業者、港湾事業者、船主、船舶運航者、用船者、船長、その他すべての関係者に注意を促し、包装された形態のプラスチックペレットの海上輸送中に、さらなる注意と適切な措置を取るよう招請される。

---

\* プラスチックペレットとは、プラスチック製品の製造工程で原料として使用される、比較的均一な寸法を持つ成形前の材料の塊を意味する。プラスチックペレットは、フレーク状、顆粒状、粉末状など様々な形態で輸送され、樹脂やナードルと呼ばれることがある。